



2021年 7月26日
第7号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集 情宣担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



緑の風 FAX版

NO. 94 2021年5月29日 JR東労組



JR 東労組ホームページ

新型コロナワクチン接種時の勤務の取扱いについて

新型コロナワクチン接種時の勤務の取扱いについて、会社の考え方が示されています。内容は以下の通りです。

1. ワクチン接種時の取扱い

- 新型コロナワクチンの接種時は、原則として勤務時間外（自分の時間）で接種する。
- 日勤勤務者等で勤務時間外に接種することができない場合は、接種に必要な時間について勤務を免除できる。
- 接種後に勤務することが困難である場合は、引き続き勤務終了時刻まで勤務を免除することを可とする。
(注) 免除する際の必要書類は、欠勤願の提出のみ
(例) 限りなく勤務終了時間に近い。勤務地と接種箇所が離れている。など状況を見て対応する
- 感染症拡大防止の観点から実施している自宅待機にて勤務を免除している時間においても新型コロナワクチンを接種できる。
(注) 前日までに管理者に必ず申し出ること
- 新型コロナワクチンの接種日については、保存休暇を使用できる。
(注) 休暇の請求をする場合の事由の証明となる書類の提出を省略することができる



2. ワクチン接種後の副反応時の取扱い

- 新型コロナワクチンの接種日以降（接種日を含む）7日以内に副反応（発熱や倦怠感等）があり、正常な業務提供ができない状態にある場合には、本人からの申告に基づき、「1. ワクチン接種時の取扱い」とは別に1日に限り勤務を免除できる。
(注) 必要書類は、欠勤願の提出のみ
- 1日に限り勤務を免除した後も正常な業務提供ができない状態にある場合には、本人からの申請により私傷病休暇、年次有給休暇、保存休暇等にて取り扱うこととなる。
(注) 私傷病休暇又は保存休暇として取り扱う際には、休暇の請求をする場合の事由の証明となる書類の提出を省略することができる

3. 勤務変更の取扱い

- 新型コロナワクチンの接種により社員が欠勤した際に、代務で入る社員の勤務及び休日等は変更できるが、この取扱いは必要最小限にとどめるよう留意することとする。
【参考】
「一旦指定した勤務及び休日等の取扱いについて」第3項第3号2を適用する。
第3項第3号2・・・「非常災害が発生した場合又はそのおそれがあると会社が判断した場合及び事故が発生した場合は、関係社員等の勤務日の前日までに、指定した勤務及び指定した休日等の変更を行うことがある。」

4. 適用日 2021年4月1日より当面の間

安心して働ける環境をつくるために職場で議論しよう！

ワクチン接種日以降、7日以内に発熱や倦怠感など副反応が出て正常に業務ができない場合は、1日だけ勤務を免除できます。

副反応が出て正常に業務を行うことが困難な場合は、すみやかに会社に申告してください。

当日の体調を見ての判断なので、勤務発表時にあらかじめ免除としておくことはできません。

年休は労働者の権利なので、「接種日翌日はあらかじめ年休を取っておいたほうが良い」など**会社が年休取得を社員に強要、恣意することはできません。**

社員とお客様の安全を守るために体調不良の際は無理せず休養しよう！
制度を正しく理解し安心して働ける職場環境をつくらう！